

令和元年度第1回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

令和2年2月13日（木）午後1時30分～3時30分

2 場所

富山県民会館 707号室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、加賀谷委員、内藤特別委員（代理：国土交通省富山河川国道事務所 渡邊副所長）、高橋専門員、倉光専門員、手計専門員、内田専門員、藤縄専門員、中山専門員

事務局：横井生活環境文化部次長、九澤環境保全課長ほか

4 議事

- (1) 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (2) 報告事項
- (3) その他

5 主な意見、質疑応答

- (1) 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

[委員等] 要監視項目のモリブデンが河川の1地点で指針値を超過したが、理由は何か。

[事務局] 高原川の新猪谷橋ではモリブデンが例年検出されているが、上流にある鉦山の影響を受けていると思われる。今回は流量が少なかったことが超過原因ではないかと考えている。

[委員等] 全亜鉛等についても他の河川より若干高めに検出される傾向があるので、おそらく上流の影響によりモリブデンも高めに出了のだろう。

[委員等] 地下水の概況調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が76地点中66地点と多く検出されている。高い値ではないが、県として対策を考えているのか。

[事務局] 肥料等の農業関係由来であると考えているが、環境基準値を超過する状況ではないため、引き続き傾向を見ていきたい。

○ 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、県の原案のとおり決した。

(2) 報告事項
なし

(3) その他（地下水の継続監視調査の考え方について）

[委員等] 見直しの検討に当たり、地下水汚染の実態があまり連想できない。濃度の状況はどうなっているのか。

[事務局] 現在、6市9地域22地点で継続して調査を実施しており、この中に現在も環境基準を超えている地点はない。

[委員等] 過去に環境基準値を超過した項目は何か。

[事務局] 自然由来以外で環境基準値を超過したのは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目である。

[委員等] いつ頃汚染が判明し、現在はどれくらいの濃度になっているのか。

[事務局] 高岡市戸出のテトラクロロエチレンについては、平成8年に汚染が判明し、数年間は環境基準値を超過していたが、現在は基準を満たしている。汚染判明時には周辺で地下水を飲用している住民に対して上水道に切り替えるよう飲用指導を実施しており、健康リスクはない状況である。

また、南砺市本町のテトラクロロエチレンについては、平成元年の汚染判明から長期にわたり環境基準値を超過していたが、平成27年度からは基準を満たしている。この地域においても飲用指導を実施している。このように、地下水を飲用している住民がいない状況でも調査を継続して行っており、調査業務が増加している中で限られた行政資源を効率的に活用すべきではないかとの考えから今回の見直しを検討している。

[委員等] 地下水汚染の広がり方を把握することは難しい。通常は汚染地点から細い線状で下流に広がっていく。上流側や地下水の流向から横方向にずれた地点では検出されにくいという性質があるので、一律に終了条件や年数を定めるのは難しいのではないかと。VOCは自然に分解しにくく、汚染地点の濃度が低下したからといって下流でも低下していると考えるのは難しいだろう。それを踏まえて修正を行ってほしい。

[事務局] 汚染が判明した場合には、まずは上流側で検出されない地点を調査したうえで汚染地点から下流側に放射状に調査を行い、汚染が見られる方向を確認しており、継続監視調査では、その方向からずれないように調査地点を選定している。ま

た、今回の検討案では3年間基準達成を継続すれば調査を終了してもよいとしたが、3年間で地下水位の変動を十分把握できるかといった心配もある。一方で飲用による健康リスクがない地域でいつまで調査を継続していくのかといった課題もあり、ご助言をいただきたい。

[委員等] 終了条件はいつ頃決定されるのか。

[事務局] 速やかに決定して、来年度から運用したいと考えている。なお、継続監視調査を終了する際には再度汚染井戸周辺地区調査を実施することになり、一時的に業務量が増加することから、他の業務とのバランスを見ながら、運用していきたいと考えている。

[委員等] 水の量と質を売りにしている県であり、この終了条件には科学的には賛成できないが、業務の効率化として終了するのであれば、仕方がないと思う。ただ、条件を満たした後にすぐ調査を終了するのではなく、例えば2年ごとに確認していくなどいろいろな方法があると思うので、検討してほしい。

[委員等] 終了条件を環境基準値の10分の1とするのは、測定する上でも厳しい条件であり、また、調査に労力が必要ということであれば、他県の多くが環境基準達成を条件にしていることから、本県においても同様に取り扱うことは妥当であると思う。環境基準値以下が何年継続すればよいかについては、科学的な根拠はないが、2年や3年である程度区切りをつけるのはあって然るべきではないか。先ほどの意見のように、一度に調査を終了してしまうよりは、概況調査のローテーションに加えるなど数年に1回は調査を行ってはどうか。こうすれば、環境基準を満たしていることを確認しつつ、ある程度の省力化を図ることができるのではないか。

[委員等] 自然由来の物質とテトラクロロエチレンなどの人為由来の物質を分けるべきである。自然由来の場合、もともと自然界に存在している物質なので、環境基準値を下回れば問題ないだろう。汚染源がはっきりしている人為由来の物質については、汚染源での使用量の減少により濃度が低下することも考えられるので、汚染源が残っている場合は、数年ごとに調査を行うべきだ。

[委員等] 人為由来の汚染についてはローテーションでの調査は向いていない。調査方法を改めるのであれば、汚染が発覚した当時の濃度やその後の推移、周辺での測定地点などのデータのほか、下流域の井戸に問題がないことなど科学的に示して欲

しい。

[委員等] それぞれの地域の実態を見ながら検討すべき。

[委員等] 環境基準値の10分の1というのはどのような考えで導入したものか。

[事務局] 変動があった場合にも環境基準値を超過しないということを考えて設定している。

[委員等] 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、他の物質とは挙動が違うので、経年変化を見てみないと判断がしにくい。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準値を超過している場所はあるのか。

[事務局] 継続監視調査地点として3地域6地点で実施しているが、全て環境基準値以下である。

[委員等] 自然由来と人為由来を区別して考えるべきだと思う。富山県は厳しい条件から始めており、終了条件を全国の基準に合わせる場合には科学的な妥当性が必要で、事務の効率化以外に丁寧な説明が必要だと思う。

[委員等] 継続監視調査を終了した後も何らかの形で濃度の確認が必要ではないかなどの意見があった。最終的には県が判断することになる。